

神戸式整体専門学院受講規約

第1項（定義）

本受講規約において定義させる用語は、本規約第2項以下の本文中に定めるものの他は、以下の通りとします。

(ア) 当学院: 神戸式整体専門学院をいいます。

(イ) 当社: 神戸式整体専門学院を運営する株式会社G. H. L(ジー、エイチ、エル)をいいます。

(ウ) コース: スタンダードコース、短期集中コース、エキスパートコースをいいます。

このコースの種類および数は、当学院および当社の都合で変更されることがあります。

(エ) 教室: 当社が運営する神戸式整体専門学院が置かれた校舎をいいます。この教室の種類および数は、神戸式整体専門学院および当社の都合で変更されることがあります。また、どの教室にどのコースを設置・運営するかは、神戸式整体専門学院および当社の裁量によって決定できるものとします。

(オ) 卒業生: 当学院の講座について所定のカリキュラムを終了し籍のない生徒をいいます。

第2項（受講の資格について）

1 18歳に達している方。但し、20歳未満の場合は、保護者の同意書が必要となります。

2 当学院が定める入校資格審査により入校を認められた方。

第3項（契約の成立について）

1 入校および受講の申し込みにあたっては、申込者は、受講を希望するコース、および当学院が願書または契約書等において別途指定する必要事項を明示の上申し込むものとします。

2 契約が成立し、且つ、申込者が当学院に受講契約書および願書を提出し、入学金、教材費および受講料の支払いが全額完了した時点で、(以下当社指定の「入校手続き」といいます。)、申込者は教室における、所定のコースにおける受講資格が発生するものとします。尚、ローン支払いの場合は、ローン会社による承認がおりた時点で受講資格は発生しますが、申込者とローン会社との契約が未締結(割賦払いが始まっていない)の場合には、受講資格は直ちに喪失されます。この場合、申込者が既に現金払いをした金額よりも引渡しを受けた教材費および受講済の受講料の合計金額が上回っている場合においては、申込者はこれらの差額を直ちに支払う義務が発生します。

3 契約成立後、契約の解約はできません。入学金、教材費および受講料は返還できないものとします。

4 契約成立後、6ヶ月以内に、申込者が本項3項に定める入校手続きを完了させ受講を開始しない場合は、申込者が当社との契約を破棄したものとみなし、当社からあらためて通知催告することなく契約内容はすべて当然に無効となります。また、申込者が納めた支払い済の入学金、教材費および受講料の一部に関しても返還せず、提出を受けた願書も返還しません。

6 契約成立後、生徒は、所定の開講日から受講を開始することができます。但し、同時期に同コースへの契約を締結した生徒数が当学院所定の定員に満たない等の正当な理由があるときは、当学院は生徒に事前通知をした上で開講日を変更できるものとします。

7 生徒は、当社の承諾なく、第三者に受講資格を譲渡または貸与することはできません。

第4項（受講料等の返還について）

1 入学辞退手続き

(1) 当社が指定する支払いを当社が確認した時点をもって、当社との契約が成立となり、契約成立後に受講申込者が入学辞退を希望する場合は、速やかに、当学院宛に電話連絡を入れることとします。尚、入学辞退は受講前に限ります。

(2) 受講申込者は、『入学辞退届出書』に必要事項を記入の上、これを速やか当学院宛に提出す

ることとします。

2 退学手続き

受講者が受講後に退学を希望する場合は、担当講師宛に申し出をし、所定の『退学届出書』に必要事項を記入の上、速やかに当学院宛に提出することとします。この場合、支払い済の入学金、入学金、教材費、受講料、その他諸費用については返金されません。

第5項（受講について）

1 契約後、生徒が受講を希望する場合、当学院が定める方法で希望日時を選択した上で受講するものとします。出欠は、受講希望日の前日（1日前）の17時までに行うものとし、それ以降の出席は受け付けません。

上記に関わらず、当学院が所定の定員を設けている受講日時において既に定員に達している授業については出席ができないことがあります。

2 生徒が受講をキャンセルする場合は、受講予定である講義の1時間前までに、当学院が定める方法で出席をキャンセルするものとします。前記期限以降に、やむを得ない事情により出席をキャンセルする場合は、生徒は当学院または教室にその旨連絡をしなければなりません。また、期限以降の度重なるキャンセルにより、他の生徒に著しく迷惑をかけていると当社および当学院が判断した場合は、当社および当学院は、当該生徒に対し何らかの処罰を与えることがあります。

3 生徒が前項に定めたキャンセルの手順を踏まずに講義を欠席した場合は、再受講対象とし受講料が発生するものとします。

4 出欠の期限およびキャンセルの期限等、本項における各種期限については、当学院および当社の都合で変更されることがあります。

第6項（実技について）

1 受講中に行われる実技において、生徒同士または講師が、生徒に対し必要な施術の実演を行うことがあります。

2 前項の実技において、施術の実演に関わった生徒が怪我その他身体の不調を被った場合、当該施術によって受けた被害であると証明されるものに限り、当社は、当社が契約する賠償責任保険の範囲内において補償をします。

第7項（受講期限について）

1 生徒は、当学院がコース毎に定める受講期限内に、当学院が定める受講カリキュラムに基づく受講を修了させなければなりません。

2 生徒は、やむを得ない事由により受講期限内に所定のカリキュラムを修了できなかった場合に限り、受講できなかったカリキュラムの単価に回数に乗じた金額を新たに支払うことにより、受講が可能となります。この場合、未受講のカリキュラム内容およびカリキュラム数に応じて当学院があらためて受講期限を設定し、生徒は受講期限内に受講するものとします。但し、本規約第9項に則り当学院が休学を承認し受講期限を延長している場合に関しては、この限りではありません。

第8項（休学、不登校について）

1 長期にわたる入院または長期出張、長期海外留学等、やむを得ない理由がある場合は、当学院は生徒からの申し出によって、原則として1回限り、最大180日、その理由が妊娠である場合は、最大540日の範囲で、当学院が相当と認める期間の休学を認めます。この場合、休学期間分、各コースの受講期限、および契約受講期限を延長します。

2 1項に定めた最大期限を超えた休学については、当学院は生徒からの申し出によってこれを認めますが、この場合、各コースの受講期限および契約受講期限は延長されません。

3 休学をする際、生徒は、当学院所定の手続きを踏む必要があり、やむを得ない事情を証明するための書面の提出を求めることがあります。また、復学をする際も、同様に手続きが必要となります。

- 4 休学期間中、生徒はいかなるコースにおいても受講ができません。
- 5 休学期間中においても、生徒の、受講料等の支払いに関する当社への債務が残っている場合は、これが継続されるものとします。
- 6 当校から電話、メール、手紙等により連絡があるにも関わらず、当社の承諾を得ずに3ヶ月以上不登校の状態が続いた場合、当社はあらかじめ催告することなく除名処分をすることができます(これには休学期間終了後に通学がない者も含まれます)。また、除名処分回避を目的とした一時的な通学については、当社はこれを認めず、当社の判断により除名処分ができるものとします。これらの場合、未受講分の受講料及び入学金、教材費、試験料等もいっさい返金はされません。

第9項 退学について

1 申込者の受講資格がひとたび発生した場合、申込者および生徒は、すべての受講カリキュラムを修了するまで、受講期限内において、通学を継続しなければなりません。

また、当学院所定の退学届出書に

必要事項を記入の上当学院に提出をすることで退学をすることが可能です。但し、この場合、納入済の費用については返還されず、支払未了の費用がある場合は、その支払いを免れないものとします。

3 生徒が受講を終了することなく受講を放棄し、受講期限経過後に再び当学院に入校する場合は、入学金をはじめ教材費、受講料を含めた全額の支払い義務が生じます。

第10項 退学、退校処分について

生徒に次の項目が当てはまる場合、当社は、通知催告することなく、生徒との契約を解除し、退学または退校処分とすることができます。この場合、当社からの未受講分の受講料等の返還はいたしません。また、場合によって、当社は生徒に対し損害賠償を請求することもあります。

(ア) 生徒が刑法その他刑罰法規に触れる犯罪行為で刑事処罰または行政処分を受けた場合。但し、軽微な交通違反で反則金の納付にとどまった場合はこの限りではありません。

(イ) 当社、当学院、教室、または他の生徒に対して、著しく損害を与える行為、名誉若しくは信用を低下させる行為、または誹謗中傷があった場合。

(ウ) 度重なる講義妨害、著しく当学院または教室の風紀を乱す行為、または言動があった場合。

(エ) 当社従業員、当学院スタッフ、または他の生徒に対する暴力があった場合。

(オ) その他、当学院または教室の規約に反する行為、公序良俗に反する行為があった場合。

(カ) 当社従業員、当学院スタッフ、または他の生徒に対して、勧誘活動や営業活動を行った場合。

第11項 (講義の再受講、実技の追加受講について)

1 講義の再受講に関しては、1講義につき5,000円の受講料を支払うことにより出席できなかった講義の再受講を認めるものとします。なお、やむを得ない事情の場合にはこの旨としません。

2 実技の追加受講に関しては、3回まで無料で追加受講できるものとします。3回目以降の追加受講に関しては有料とし、実技1回につき3,000円を支払うことにより受講できるものとします。

第12項 (コースの修了について)

1 生徒が修了試験を受験する時は、選択したコースの必須カリキュラムを全て履修していることを前提とします。

2 全ての卒業要件が揃った時点で、当学院より修了証書が発行されます。卒業要件については、コースに応じて当学院が定める必須カリキュラムの全履修および修了試験の合格とします。

3 生徒は、修了試験が不合格だった場合は、当学院が定める所定の再受験料を支払うことにより、当学院が指定する再試験を受験することができ、再試験が不合格の場合の再々試験、また

それ以降の試験も同様となります。

第13項（連絡先の変更について）

生徒は、氏名・住所・自宅電話番号・携帯電話番号・メールアドレス等の変更があった場合は、は直ちに当学院および教室に、書面にて変更内容を提出することとします。

第14項（契約成立後のカリキュラムおよび受講期限の変更について）

受講カリキュラムおよび受講期限は、契約成立の前後を問わず、当学院がその裁量によって決定し、必要に応じて変更できるものとします。但し、やむを得ない理由がある場合、または変更が軽微である場合を除き、あるコースの受講カリキュラムまたは受講期限の変更によって当該コースのうち変更前に成立している契約にかかる受講カリキュラムまたは受講期限が影響を受けることはありません。

第15項（入学金、教材費および受講料等の価格改定について）

各コースの受講料等の価格は、当学院および当社の裁量によって決定し、随時改定できるものとします。但し、あるコースの受講料等の改定によって、当該コースのうち改定前に成立した契約にかかる受講料等が影響を受けることはありません。また、あるコースの受講料等が改定によって値下げされた場合でも、生徒は、当学院および当社に対し、改定後の受講料等との差額の返還または補償を求めることはできません。

第16項（教室の変更等）

当社は、経営上の理由等により、現在開校している教室を閉鎖する場合があります。この場合、当社は、当該閉鎖にかかる教室を基本校とする契約を締結している生徒について、別の教室を基本校とする契約への変更ができるものとし、当社は、当該生徒の希望を聞いた上で通知をなすことにより、変更の効力が生じるものとします。

第17項（知的財産）

当学院が講義で使用し、またはその他生徒に回覧、配布、配信するテキストやその他の文書に含まれる文章、図表、写真、画像、データ等にかかる発明、考案、意匠、ノウハウなどの著作物は、当社の知的財産（以下「当社知的財産」といいます。）であり、これらの知的財産を出願・登録し、且つ使用する権利は、すべて当社に帰属するものとします。生徒は、当学院在籍中または卒業後も、当社知的財産をコピーする等して出版したり、インターネットその他において公開をしたり、自己の教室等のテキスト等として使用したり、その他当社知的財産にかかる当社の権利を侵害する一切の行為が認められません。

第18項（非保証、免責）

1 当学院および当社は、生徒が所定のカリキュラムを修了し必要な知識・技能を修得できるよう、合理的な範囲で最大限の努力をしますが、以下の点について、結果としてそれらが実現されなかった場合でも、何らの保証もせず、且つ責任も負いません。

(ア) 所定のコースの修了によって、生徒が、独立開業ができること、または希望する就職ができること

(イ) 所定のコースの修了によって、生徒が、希望する資格を取得できること

2 生徒は、講義中およびその前後において、自己の所有物は自己の責任のもと管理するものとし、受講中および教室において生徒の所有物について発生した紛失または盗難について、当学院および当社は何らの責任も負いません。

3 受講中および移動中における事故、怪我、盗難、傷害、またはその他の事故について、当学院および当社は賠償責任を負いません。

第19項（個人情報の共同利用について）

1 当社は、当学院生徒および卒業生の、氏名、住所、電話番号、メールアドレス、性別、その他当社および当学院に提供される一切の情報について有用と思われる情報や商品、各種サービス

等に関する情報をご案内するために共同利用することがあります。

第20項（本規約に定めのない事項）

本規約に定めのない事項については、法令に従って解決されるものとし、法令のないものについては、双方協議の上、誠実に解決するものとする。

第21項（規約の改定）

本規約は、当学院または当社の判断により改定ができるものとします。改定内容は、当学院ホームページにて告知し、これによりすべての生徒はその予告を受けたものとみなします。

株式会社G. H. L

改定日 2022年10月